

# 2

## 病児・病後児保育について

病児・病後児保育とは：

子どもが病気にかかっている、または病気の回復期にある時は、ふだん行っている保育園や学校に行けません。保護者の方も仕事やご自身の病気、冠婚葬祭などの事情があると、おうちで病気のお子さんの看護ができるとは限りません。そんなときに保護者の方に代わって医師や看護師、保育士が、昼間の育児を支援する仕組みのことです。

「子どもが病気のときくらい保護者がちゃんと世話をすべきだ」「働く保護者に休む権利を与える方策の方を考えるべきだ」などの反対意見もあります。

確かに子どもの状況によっては仕事やほかの用事よりも看病を優先させなければならないとき（入院が必要なときなど）はあります。でもそのような状況以外に保育園に登園できない状況はいろいろあります。例えば子どもが集団保育に行き始めた1年目などは頻繁に風邪や色々な病気にかかります。発熱していると登園できません。下痢が続いているとき、多くの保育園では特別におかゆなどを作ってはもらえません。みずばうそうやおたふくかぜのときは、どんなに軽くて元気な状態でも登園できません。その度に、完全に良くなるまで保護者が仕事を休

めるでしょうか。理想的には「看護休暇」として子どもの看病のための休暇が取れるのが一番です。でも、現実的にはそれはなかなか困難です。

病児・病後児保育は厚生労働省が「新エンゼルプラン（少子化対策）」のひとつとして、「子どもを産み育てやすい社会を創っていこう」というコンセプトのもとに作ったプランです。現在実施機関は少しずつ増えてきています。熊本市内に現在8ヶ所の病児保育施設があります。ご利用される場合は事前登録が必要です。利用される前にかかりつけ医療機関を受診し連絡票（診療情報提供書）を作成してもらいましょう。施設の利用については、各病児保育施設に相談してみてください。また「熊本市結婚・子育て応援サイト」で熊本市の各施設の情報・空き状況を見ることができます。

幼児教育・保育の無償化に伴い、利用給付認定を受けていける方のうち、認可外保育園をご利用中の方などは、病児・病後児保育の利用料も無償化の対象となる場合があります。詳しくは、熊本市役所保育幼稚園課（電話 096-328-2568）にお問い合わせください。

